



2015年12月7日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 室町 正志
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、2015年9月7日付「過年度決算の修正、2014年度決算の概要及び第176期有価証券報告書の提出並びに再発防止策の骨子等についてのお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、2015年9月7日付で第171期（自2009年4月1日至2010年3月31日）から第175期（自2013年4月1日至2014年3月31日）までの有価証券報告書及び第172期（自2010年4月1日至2011年3月31日）から第176期（2014年4月1日至2015年3月31日）までの第1四半期、第2四半期、第3四半期の四半期報告書に係る訂正報告書を提出いたしました。

本日、以下の開示書類に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する73億7,350万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。当社は、課徴金納付命令の勧告を真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討いたしますが、特段の事情がない限り、事実及び納付すべき課徴金の額を認める方針であり、正式に決定次第改めて開示する予定です。

なお、課徴金の金額については、2014年度決算において約84億円の引当金を計上しておりますので、2015年度の損益に重要な影響はありません。

株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様の信頼を裏切り、市場を混乱に陥れる事態を招いたことにつき、深く反省するとともに重ねて深くお詫び申し上げます。信頼回復に向けて全社一丸となり、再発防止策の着実な実行に全力を尽くしてまいります。所存でございますので、引き続きご支援を賜りたくお願い申し上げます。

1) 継続開示書類

平成24年（2012年）3月期（第173期）の有価証券報告書

平成 25 年（2013 年）3 月期（第 174 期）の有価証券報告書

2) 発行開示書類

平成 22 年（2010 年）12 月 9 日に提出した発行登録追補書類

平成 25 年（2013 年）1 月 17 日に提出した発行登録追補書類

平成 25 年（2013 年）5 月 24 日に提出した発行登録追補書類

平成 25 年（2013 年）7 月 12 日に提出した発行登録追補書類

平成 25 年（2013 年）12 月 5 日に提出した発行登録追補書類

以 上